

J A M 政策NEWS

2004年9月22日 第2005-06号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】社会政策局

03-3451-2586

E-MAIL : syakai@jam-union.or.jp

政府税制調査会総会開催 定率減税廃止・縮減、消費税率引き上げなどが課題

政府税制調査会（会長：石弘光一橋大学学長）は9月21日に総会を開催し、来年度税制改正をはじめとする議論がスタートしました。今後、11月中旬の答申とりまとめに向けて、来年度の税制改正のほか、中長期課題として、国から地方への税源移譲問題や、社会保障制度を支える税制の構築に向けた検討が行われる見込みです。

この日は、EUおよび北欧諸国の税制と社会保障制度の現状に関する調査結果について報告を受けた後、今後の議論の進め方について自由討論を行いました。

連合から委員として参加している草野事務局長は、「所得税の定率減税の廃止・縮減の議論については、恒久的減税として導入した経過を踏まえて欲しい」「税制と社会保障のあり方の議

論については、『社会保障制度のあり方に関する懇談会』との整合性を保ちながら進めるべき」などの意見を述べました。

税制調査会の検討対象には、所得税の定率減税の廃止・縮減や諸控除の見直し、消費税率の引き上げなど、国民の負担増に直結する問題も含まれています。

連合は、安易な定率減税の縮減を認めず、現行では所得控除である人的控除の税額控除化、金融所得を含む所得税の総合課税化、消費税の益税解消、給与所得者の申告納税選択制の実現など、不公平税制の是正と納税者の権利確立に向けて取り組むとともに、地方分権を支える確実な税源移譲を求めて、取り組むこととしています。

定率減税とは？

小淵内閣の景気浮揚策の一つとして、平成11年度から実施されている所得税・住民税の「恒久的減税」措置のことです。これ以前に行われていた「特別減税」と同類のものです。特別減税が単年度ごとに定めて実施されるのに対して、「特別」の文字がない分、「税制抜本的な見直しを行うまで」と表現して、特に終わりの時期を定めていません。つまり、措置としては臨時的なものです。恒久的に続けられる制度と位置づけて導入された経緯があります。

減税額は、所得税は税額の20%（上限25万円）、住民税は税額の15%（上限4万円）となります。例えば年収500万円の給与所得者（配偶者無職、子供2人、一時金4ヶ月）の所得税は…

$$5,000,000 - 1,540,000 \text{ (給与所得控除)} - 2,217,301 \text{ (所得控除)} = 1,242,699 \text{ (課税所得)}$$
$$1,242,699 \times 10\% \text{ (税率)} = 124,270 \text{ 円 (税額)} \times 20\% = \underline{24,854 \text{ 円 (定率減税額)}}$$

所得控除の内訳（基礎控除38万、社会保険料控除594,301円、生命保険料控除10万円、損害保険控除3千円、配偶者控除38万円、扶養控除76万円）